

◇ 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。
 - ・ 登校前に健康観察（発熱や咳等の確認）を実施することについて。
 - ・ 発熱や咳等が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
 - ・ 学校にて発熱や咳等を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
 - ・ 学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
 - ・ 迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。
- ※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。
- 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。
- 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。

◆ 登校後、発熱や咳等の体調不良者を把握した場合の留意点

- 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、必要に応じて他者との接触を避けられる部屋等を用意し対応する。
 - ・ 保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、必要に応じて保健室以外の別室等を設定すること。
 - ・ 全教職員で連携し対応できる体制を整えること。
- 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。
 - ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをすること。
状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
 - ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
 - ・ 当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を含む咳エチケットを指導すること。
 - ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を発しないよう指導すること。
- ※ アレルギー疾患や喘息等（風邪症状等と類似の症状がある疾患等）の持病がある児童生徒等については、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、丁寧に聞き取りを行うとともに個別の状況に応じて適切に判断すること（一律に「速やかに帰宅させる」とはしない。）
- 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。
 - ・ 2方向の窓等を開ける等、適切な換気を行うこと。
 - ・ 使用者には、適宜、手洗い等の手指衛生を実施するよう指導する。
- ※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。
- 症状のある児童生徒等に対してマスクの着用を促すとともに、対応する教職員は、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。

○ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導するとともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。

◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点

○ 手で触れる共有部分について

・推奨される薬品・方法にて消毒等を行う。

○ 衣服やリネン等について

・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。

○ ゴミの取扱いについて

・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。

※対応時には目・鼻・口もとを触らないようにするとともに、対応後には必ず十分な手洗いを
行う。

◆ その他

○ 保健教育（個別指導含む）について

必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家や公共の場での過ごし方について指導する。

《参考URL》厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染予防のために」

・家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

・新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 平時の保健室での対応について

基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。

・間隔（1～2m）をあけた配席で待機させること。

・2方向の窓等を開ける等、適切な換気をおこなうこと。

※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等